

經濟論叢

第八卷 第五號

(通卷第四十七號)

大正八年五月發行

論說

資本稅ノ利弊

神戶 正雄

緒言 (一)本研究の目的 (二)説述の順序

第一段 資本稅の經濟上の利弊

其一 資本稅の經濟上の不利 (一)生産力の減少、(A)資本の減少、(イ)政府の資本引上に依り、(ロ)資本外國流出に依り、(B)人力の減少、(二)生産力の増加制限、(A)努力及節約の阻碍、(イ)二度び資本稅の起さるることを恐れて、(ロ)努力所得の特別稅及資産所有の苛罰的年賦支拂負擔の爲め、(B)外國資本の流入難、(三)經濟界擾亂、(A)價格の天下落、(B)營業の破綻、(四)國際活動の容易、(イ)努力獎勵、(二)資本増加、(A)貯蓄増加、(B)外資流入、(三)通貨緊縮、(四)國際活動の容易、(五)財産回復、(六)有限會社の地位改良)

第二段 資本稅の財政上の利弊

其一 資本稅の財政上の不利 (一)然らざれば生ずべき利益を失ふこと、(A)公債に關し、(イ)國民經濟力の進歩に依るもの、(ロ)通貨價值の下落に依るもの、(B)低利借換に依るもの、(二)其の損害、(A)財政の放漫、(B)租稅收入の減少、(イ)國民經濟力の進歩に依るもの、(ロ)通貨價值の下落に依るもの、(B)租稅に關し、(二)其の損害、(A)財政の放漫、(B)租稅收入の減少、

論說 資本稅ノ利弊

第八卷 (第五號)

一 五八七

(三) 其他の缺點、(A) 公債破棄(B) 公債破棄と革命との中間、(C) 脱税多

其二 資本税の財政上の利益(一) 収入の確實、(二) 租税負擔の輕易、(三) 財政信用の回復)

第三段 資本税の政治及社會上の利弊

其一 資本税の政治及社會上の不利、(一) 社會主義の第一歩、(二) 壓迫の道具、(三) 労働者の不利)

其二 資本税の政治及社會上の利益(一) 富者特に無努力所得重課、(二) 無産者の反感緩和、(三) 民衆福利増進)

結論 (全文の要旨)

緒 言

(一) 資本税が戦後財政に於ける重大問題の一たることは前に説きたる如くであり、そして其が公平負擔の見地からは大體承認すべきものたることも前に説く所の如くであるが、更らに残る所の問題は此税の利弊如何即ち此税の設けられたる場合と然らざる場合とを比較して、孰れか經濟上、社會上、財政上等より見て選むべきかといふことである。此方に於て斷乎たる肯定的解答の得られざる以上は、假令其が公平負擔要求に適ふとも未だ輕々しく之を採用することは出来ない。茲に私は之に關して從來爲されたる議論を蒐集整理して以て世人の參考に供しやうと思ふ。

(二) 本論説述の順序としては、先づ經濟上の利弊を、次ぎに財政上の其を、終りに政治及社會上の其を説かうと思ふ。

第一段 資本税の經濟上の利弊

其一 資本税の經濟上の不利

(一) 生産力の減少

(A) 資本の減少

(i) 政府の資本引上に依り——即ち資本税が行はるゝことになれば、其れだけ政府が資本を取去り行くことによつて國民生産力を減殺することゝなる(註一)。特に其が恰かも此戦後改造の時機であり、流動資本を最多く要するの時に之を失ふことを許すは全く自殺的行動といはなくてはならぬ(註二)。尤も斯くの如くにして政府が民間の資本を取上げて行つても、別に其國內の全財産を減ずるのではない。國內の甲の手より乙の手に移し、即ち異りたる分配を作つたに過ぎないとも見らるゝ(註三)。併し此場合に遺憾ながら確かに國民の資本を減ずることにはなる。其故は如何といふのに、夫の相續税の場合の如きであれば、之を納むる爲めに人民が財産を賣却するとも、其は國民の中の何人か其所得にて買取ることになり、斯くて其税が國民の中の何人かの所得にて拂はるゝことになるけれども、此資本税の如く一時に國民の所得以上の大額を、中産以上の有産者の凡べての者に課することになるものは、到底右の如き何人かの所得にて税を納めることは難く、多くは各人の有つ所の或財産元本其ものを以て納税することになる。勿論一部は其を賣却して得たる金にて、又は之を擔保として借入れたる金にて納めらるゝことになるが、そして其は國民の中の何人かの所得にて納めらるゝともいひ得るが、實際此税の場合には其等が到底大なることを得ぬ。で一大部は人民の持つ所の公債其ものか、又は事業證券にて納めることになる。其公債にて納められた場合には、政府は其を消印することになる。さうすると、其文にては民間にては信用の基礎が減ることゝなつて事業運轉に入用なる資本が減少することゝなる。國民財産と

1) Arnold, A capital levy. (in Economic Journal, June, 1918). p. 157.

しては其前後にて増減なき譯であるが、資本の減少といふことは起る。夫の公債が尙存すれば之を有つ人は之を擔保として金を借入れて生産活動を爲すことが出来る。銀行も此信用基礎があれば貸出を擴げることが出来、借手は其丈け其當座預金を増すことゝなつて、其丈け多く小切手を發行して入用なる材料を調達するを得ることゝなる。夫の公債がなくれば、之があるならば之を以て金融を得たるべき人々も、最早之が得られないことになり、自然他の方法にて例之單純な對人信用にて借入れ、一層高い利子をも拂はなくてはならぬことゝなる。で公債のあつた方がなくなつたよりも一層資本の充實といふことにはなる。資本税がかゝつて公債が減ずることになれば、資本の若干の減少を生ずるを免れない。更らに政府が夫の税として事業證券を取る場合には、恐らくは政府は多くは此證券を其儘保存して之より得る收入にて公債利子を拂ひ、公債其ものを消却せざることになるであらう。然るときは前の場合とは異り、公債は其儘存在して、民間に於ける信用の基礎となり、そして事業は持主の變更はあつても相變らず運轉せられ行くことにもなる。²⁾ 其れで前者の弊は取去ることを得るが、此場合に事業證券が政府の手に在る爲め、其が民間の手にあつたならば、之を擔保として借入を爲し、資本を作り出し利用することの出来たのに、此か出来ないといふ缺點が尙ほある。尤も信用によつて作り出さるゝ資本の發生は直接實物資本を増加することにはならぬ。けれども前者の發生が聽かて後者の増加を刺戟する傾をもつものではある又は少くとも後者の一層有效なる利用を進むるものである。

(註一) マスターアルは曰く、租税の基礎として財産を用ゆることに於て、社會の集められたる財源を侵すの危険がある。

2) Lawrence, A levy on capital. p. 65.

アグナーは國民資本の課税は必然、生産の制限に導くといひ、ラウは資本が租税により減せらるるときは、財の生産及國民所得の減退を生ずといひ、ロツシアは最早其税を所得より拂ふ能はざる者が其資本を消費することとなり、其勞働力が不具せられ、土地は所有者の急速なる變更の爲め盜賊農法によりて地方を消耗することとなるといふ。³⁾

(註二) フークヘ曰く、戦後には吾人は吾人の得られ得る凡へての資本を、戦後の經濟戦に於て吾人自ら保持するを要する。爾く資本の大切な時に之を減ずるのは自殺的也といふことがいはるゝ。⁴⁾

(註三) アーノルドは曰く、此國にて手に入り得る流動資本全額は此作用の爲め變ぜられない。又は少しも減少しない。資本税の下に箇人より政府によつて取られたる現金の全額は、恰も政府より他の人々即ち戰爭債の持主に拂はれたる現金の全額に均しいであらう。フークも亦曰く、戰爭債を拂ふ爲めにする所の特別資本税は、此國に於ける利用すべき産業上の資本を一片も減少しないであらう。此かる公債が外國にて所持せらるるだけを除いては。其他ヘツケルは非常時の財産税につきて曰く、之によつて箇人經濟は縮少を受くるも、國民經濟的所有狀態、國民財産は其儘に止まる。此が全體の利益に於て國民財産の異りたる分配を表はす。ロツシアも亦た、租税によつて侵されたる私財産の元本損失は國民財産に取りては或手より他の手への單なる移轉に過ぎざることがある。其國民經濟上の可否は阿者使用法の事情にかかるといひ。更らにコーンも、國家が其國內の債權者の全債權を沒收するとも、國民經濟上の意味にては財産を減少しない。此に單に財産法上の債權の推移、國民財産の分配の變化あるのみといふて居る。⁵⁾

尤も此非難に對しては若干の辯解はある。第一資本減少の非難は或度までは凡へての税に共通のことだといふことであるが(註四)、其は此税に於て他税よりも特に甚しいのであるから、張き辯解にはならぬとして、更に第二に資本税が行はれずして戰爭債が其儘であれば、資本は豊かに利子は安くて済むとも、公債元利拂の爲めの租税の高きことの爲めに營業費の高むのと、資本税が行はれて國債が非常に縮少するが爲め、其後の借入資本の利子は多少高くとも、租税負擔の大に輕

3) Bastable, Public finance. 3 ed. p. 470. Wagner, Fw. 2 Aufl. II. S. 316. Rau, Grundsätze. 5 Aufl. I. S. 397. Roscher, System d. Fw. 5 Aufl. I. S. 188.
 4) Hook, A tax on capital and redemption of debt. (in Economic Journal, June, 1918.) p. 170.
 5) Arnold, ... Hook, ...

きことによる利益と比較して何れか選むべきやは容易に斷言するを得ぬといはなくてはならぬ(註五)。

(註四) ミルは曰く、然らざれば貯蓄されたるべきもの一部より拂はれない税はない。此故に凡へての税は或意味にては一部、資本より支拂はるる也。⁶⁾

(註五) スコットは、租税よりも一層重要なるは貿易に用ゐらるる資本の利率であらうといふけれども、斯く輕々に論斷することは出来ない。⁷⁾

(ろ) 資本の外國流出に依り——即ち資本税が行はるることになると、之を避けんとして資本が外國に流出して、以て其國の生産力を減少することになるといふ心配がある。

成程此心配が全くないとはいへない。人々が斯かる税の起りさうなどいふことを聞いただけでも、其資本を出来るだけ又は多少外國に出すことになる。併し此心配は大したものではない。何せかといへば、此税を採ることに決定すれば、結局此法律發布の瞬間に於ける状態に基いて徴收することになるから、さう大して逃れることは出来ない。強いて逃れやうと計畫するものは政府が之を調べて取押へることが出来る。⁸⁾ 他方に此戦後には外國でも斯かる税の設けらるる可能があつて其設けらるるだけでは(設けざる國もあらうが)、此税の爲めに資本が一國を逃るるのは其國の油煎鍋から外國の火中に飛込むこととなるに過ぎない。¹⁰⁾ 此税を起したからとて資本の流出はさう大きくはない。むしろ此税を行はないうで、大なる戦争債を其儘にして置く方が戦後の資本に對する所得税等の負擔が此税の行はれたる場合よりも一層重いことになつて、之を避くる爲めに他の戦後に租税負擔の一層低き國に向て資本の流出することが一層多く起り、而も其は戦後の永

6) Mill, P. of P. E. Bk V. Ch. II. § 7.

7) Scott, Some aspects of the proposed capital levy. (in Economic Journal, Sept. 1918), p. 260.

8) Lawrence, l. c. p. 81.

き時の間に亘るから一層大いことになる(註六)。故にむしろ此際資本税を取つてしまふ方が然らざる場合よりも資本流出を少からしむる所以である。尤も資本税を探らざる場合の戦後の租税は所得税のみに依るとは限らない。所得税外の奢侈税によることも出来るが(註七)、併し所詮之によりて大したことを期するを得ぬ。矢張り主としては所得税に往くことになる。加之此資本税の行はれたる後の租税負擔が大に輕くなるからして、當に資本の流出を減少する許りでなく、大に外國より資本の流入を進むることにもなる(註八)。此點に於て前のイ)にいへる資本税課徴の爲めの資本減少の缺點は大なる度にて補償せらるるを見る。但た併し尙一の問題は、資本税の行はれたる場合合に果して戦後に其行はれざる場合よりも租税が低きやである。其疑問の起るのは、資本税の行はれたる場合には、之により國債の減少するだけ、租税を負ふべき國債利子といふ所得が減少するからである。併し此國債特に戦争債の利子には所得税免除といふ特典の附いたるがあつて、其は戦争が濟んだからといふて直ちに止めるのも穩當でないから其儘にするといふ場合には、資本税の行はれた方が其行はれざるるときよりも租税負擔が一層輕くなる。更らに其國債利子に免税特典なきことを假定しても、此場合には資本税か行はるれば、戦後に國債利子の爲めの租税負擔は輕くなるが、國債利子てふ租税を負ふべき所得はなくなる、精確にいへば減することになる。そして資本税か行はれなければ國債利子の爲めの租税負擔は重く残るが、國債利子てふ租税を負ふべき所得は存續する。何れか税が輕きことを得るかといふと、國債利子の其元本に對する歩合が、普通の國税の國民財産に對する歩合よりも大いから、矢張り資本税が行はれて國債利子と共に其

元本財産のなくなつた場合の方が然らざる場合よりも、國稅の國民財産に對する歩合か輕きを得ることになる。で資本税の行はれた方が戦後の租稅負擔は其行はれざるよりも一層輕いといふて大過ない。

(註六) ビグーは資本税が行はれずして所得稅の高い場合につきいてふのに、企業家及大資本家は其住處を他處に移すことの強き誘惑を有つことなるであらう。何となれば假令之を爲すことによつて彼等が在英の財産の上の英國の稅(又は其賣價の上の此等の稅の影響)を脱することは出来ないにせよ、少くとも其將來の新舊債及人的の儲は之を免るゝを得るから。尙ほミツチエルは、外國にて放資する英國の資本家は其財産と共に彼自ら外國に移住することに依るの外は、其外國放資よりの所得につき英國所得稅を逃るゝことは出来ないといふ。¹¹⁾ 此點からいふも人々が其放資に對する高き稅を逃るゝ爲め他國に移住せんとするに至ることが想像せらるゝ。

(註七) ミツチエルは戦後の稅として所得稅のみならず、他の稅をも取り得ることを考へ、例之所得稅の最良の補充は、絶對に或人の裸體を被ふに必要なものを越へたる種額の凡へての衣裝品の上の稅なるへしといふ。¹²⁾

(註八) スコットは英國が資本税を課すると、國際金融市場としての倫敦の信用及名聲を落すことになる。從來倫敦に來る慣習であつた所の外國資本が紐育又は資本税なき他の中心(例之アンステルダム)に向ふことになるであらうといふが、成程他日又此種の稅のかゝることを心配して外國より資本の來ないといふことがあるかも知れぬが、人は然る稀有のことを心配するよりも、むしろ戦後の一般租稅の輕いことに目をつけることになる。今資本税を課しない爲めに高い所得稅の行はるゝこととなるよりも、資本税を行つて所得稅を輕くした方が、外國より資本を呼寄せらるゝ一層の誘惑となる。特に資本税の課せられたる後には英國に多少資本の缺乏を感ずることとなり、資本金の低いことしか一層の誘惑となる。安き稅と高き利子、此が外國の資本を引寄せずには措かない。

(B) 人力の減少——資本税が行はるゝと、資本と共に人間が外國へ出て行くことになり、以て其

11) Pigou, A special levy to discharge war debt. (in Economic Journal, June, 1918.) p. 143. Mitchell, A levy on capital. (in E. J. Sept., 1918.) p. 269.

12) Mitchell, l. c. p. 270.

國の生産力を減少するといふ恐がある。

成程此心配も全くないとはいへない。多少はあるが、前にもいふ如く、資本税の場合には發布と同時に施行さるゝことになるから、其の行はるゝことは難く、却つて此資本税が行はれないときは、戦後の一般税特に所得税などが重くなり、随ふて之を嫌ふて外國に行かうといふ者が多くなる(註九)。そして資本税の行はれて所得税等が軽いことが出来れば、外國へ出て行く者が少いばかりではなく、むしろ却つて外國よりの來住を促して、生産の發達を進むることが出来る。

(註九) 註六參照

(二) 生産方の増加制限

(A) 努力及節約の阻碍

(イ) 二度び資本税の起さるゝことを恐れて——一度あることは二度ある。一たび斯かる先例が開かるゝと、他日又資本税の起さるゝことを心配して國民の貯蓄及努力が阻碍さるゝ傾ありといふのである(註一〇)。そして其資本増殖難といふことは戦後に於る資本の重要な爲めに非常に困ることである(註一一)。

(註一〇) ミツチエルは曰く、國會は其後繼者を拘束するを得ぬ。第二の資本税の期待は第一の其の蓋然的結果である。ス
コットは曰く、或政府の特別且つ單一の場合が其後繼者の慣習となることが往々にして生じた。——此課税が永く記憶され
此が唯一回だけのものなりといふ抗議に拘らず、再生が恐れらるゝこと。ピグーも亦曰く、此が一度用ゐらるゝときは、人民
は其再び用ゐらるゝべきことを恐るゝであらう。——特に努力が政治に大なる發言權を有するに至れば尙更である。尙フ
クに依るに、デーリーテレグラフ一九一八年一月三十一日誌上に左の文句があつたといふ。即ち一度び換貨されたる富の大
論 説 資本税ノ利弊

なる額を有つことの容易なる方法が発見せらるゝときは、社會主義は一咬にては満足しないであらう。併し其後第二、第三咬を要望し、遂に何ものも剩さないことになるであらう。¹⁴⁾

斯かる再生の危険心配は、第一の資本税が戰爭債の一部のみを償還するに止めた場合に一層大い。スコット曰く、若も此税が公債の一部を償還するのみのものなれば、其残額を消滅する爲めに他のものが作らるゝも知れずといふ恒久的心配があるであらう。ピグーも亦曰く、若も第一回の資本税が全戰爭債を消却するに足るだけ十分大なるでなければ、其繰返やさるべき心配は一層大いであらう。¹⁵⁾

尙ほ一回的の資本税のみでなくて、一般に資本又は財産税につきて同様の非難を爲すものあり。例之ロジニーは資本税濫用の結果は企業又は貯蓄心の滅却又は壓迫なるべしといひ、コツサも此が貯蓄心を減少し、資本の増加を妨ぐるであらうといひ、セリグマンも亦、財産税の大缺點は貯蓄に對する罰といふことに在りといふことが或者によつて争はれたけれども、其批評は疑はしい。何となれば所得が消費を越へたるだけの所得に基く有らゆる税に此非難が當るからといふ。¹⁶⁾

(註一一) スコットは曰く、戦後の回復率を決定すべき重要な元素の一は資本が産業改造を備ふる爲めに作らるゝ速度である。¹⁷⁾

成程其は多少はある。此回限りといつたとて、他日同ものを起さぬといふ約束を國家がする譯には往かぬから、其が又復た起り得るものととして、人民に於て努力貯蓄を躊躇することがないとはいへない。併し其れにしても今度、又資本税が起さるゝといへば、よくのことで、めつたにないことであり、さう近き將來に繰返やさるゝといふのでないから、矢張り人々は其利己心に刺戟せられて努力且つ節約を爲すであらう(註一二)。却つて此税が行はれて、爲めに所得税等が輕いことになれば努力及節約が一層行はれ、比税が行はれずして所得税等が重ければ、努力及節約の阻碍せらるゝことが大いであらう(註一三)。加之、此度、此資本税が行はれなかつたならば、他

14) Mitchell, l. c. p. 275. Scott, l. c. p. 250. 261. Pigou, l. c. p. 139. Hook, p. 172.

15) Scott, l. c. p. 261. Pigou, l. c. p. 139.

16) Roger, Les impôt sur le capital. p. 13. Cossa, Grundriss d. Fw. S. 128.

日同様の場合に此税が行はれないといふ保証があるかといふと、さうでもないから、他日資本税の起るや否やが、今日此が起ると否とに關しないことをも思はないければならぬ。凡へて其の租税を濫用する否といふことは、全く當時の人民の常識、教育、諸階級間の調和的關係等にかゝることで、將來のことは之に信賴するの外はない。

(註二二) ローレンスは曰く、夫の非難は繰返す所の租税として之を提案すれば或重きを有つも、公債減却の特別の目的にて唯一回課する提案には當らないと。¹⁸⁾

(註二三) ビカーは資本税なき場合の重き所得税は非常に企業を妨ぐといひブアイフアアは財産税につきて、此は一部所得税に於けるが如く、大なる勉強及大なる元氣が税によつて罰せられない長所を有つといひ、シェフラーは又、財産税が國民の貯蓄心隨て資本成形を弱むるものと見られたが、此主張は一般には正當でない。財産に從て測定されたる税は財産元本より出されないので、所得より出さるゝ。財産による課税は加之財産集積に對する動機を強むることが出来るといふ。¹⁹⁾

(ロ) 努力所得の特別税及資産所有の宥恕的年賦支拂負擔の爲め——資本税が課せられて、其に努力所得者に對する年賦税の補充が行はれ、更らに資産所有者にも宥恕的年賦支拂の途が開かるることになると、其等の者には戦後、普通税の外に、特別な右の負擔が負はさるゝことになり、彼等が其重き負擔に堪えずして努力及節約を妨げらるゝことになり得る。²⁰⁾

成程、論者のいふ如きこともある。併し此資本税が行はれなかつたならば重き所得税を負ふことによつて同様の困難を見ることを考えなければならぬ。加之資本税が行はれた場合の特別負擔の方が、其が行はれずして重き所得税となつたよりも一層短期間に限らるゝだけ、彼等が一層努力及節約を刺戟さるゝといふこともある。

18) Hook, l. c. p. 172.

19) Lawrence, l. c. p. 59. 80.

20) Pigou, l. c. p. 143. Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 297. Schäffle, Steuern.

(B) 外國資本の流入難——一たび資本税が課せらるゝと、其の再び課せらるゝことあるの心配より、外國資本の流入を妨ぐることがある。

成程、其も全くないとはいへない。第一回の資本税にて若干の外國資本を免除したにしても十分此危険を除くことは出来ない(註一四)。尤も此資本税といふはめつたにないことであるから、さう甚しく將來の外資流入の妨となることはあるまい。特に此資本税の課せられたる後の所得税等が大に軽い以上は、却つて外資を呼入れる誘惑もあるといはなくてはならぬ。外資流入難ではなくて、流入易が存するともいへる。そして其は戦後の活動の爲め一層好都合といふことになる(註一五)。

(註一四) スコットは曰く、英國の資本税にて政府債に於ける外國人の放資が免除さるへしといふも、其は無効である。自國外に其資本を用ひやうといふ資本家は最嚴格なる吟味を爲すものである。忘想的にせよ不安があれば、之が流れの方向を變ずるものである。²²⁾

(註一五) ミンチエルは曰く、他の事情が同なれば、世界の資本の出来るだけ大部分を自國に止めることが各國の利益である。²³⁾

(三) 經濟界擾亂

(A) 價格の大下落——資本税を納むるが爲めに、財産の賣却が一時に多く生じて、其價格の大下落が生じ、恐慌をも生ずることになるといふことが²⁴⁾想像せらるゝ。

併し此は後に實行方法にてもいふ如く、納税者が必ずしも貨幣にて納税するを要せずして、戰爭債、加之國家の取ることを好む所の種々なる財産にても納むることを得るの故に、大して心配

22) Scott, I. c. p. 260.

23) Mitchell, I. c. p. 269.

24) Lawrence, I. c. p. 78.

はない。勿論斯かる種類の財産を有せざる人は勢ひ自らの財産を賣却する必要に迫らるゝけれども、其は小部分であり、又其場合の納税には猶豫期間の與へらるゝこともあるから、徐ろに處分することか出來て、一時に大なる額の財産の賣却が起り、大なる價格の下落を生ずるといふ程のことはあるまい。全く斯種影響か生ぜぬとはいへないにせよ、大したことはあるまい。尙又資本税の結果たる通貨緊縮より生ずる價格の下落、金利の騰貴より生ずる有價證券の下落はあり得るが、其は別論とする。

(B) 營業の破壊——或人か其資産を凡へて營業に投したる場合の如き其に資本税を課すれば其營業を破壊することにもなるといふことがある。²⁵⁾

勿論斯かる營業者は其營業の上に私的擔保關係を作つて貨幣を得て、其を國家に出すことも出來るし、或は數年に亘りて年賦支拂を國家より許さるゝことも出來る。何れの場合にも營業者は其資本税額に對し利子を拂ふを要することになる。其利子は此税なければ負ふべき所得税として取去らるゝものよりは小であらうといふことがあるかも知れぬが、そして其利子の支拂に止まる間は又其丈けにては拂へぬことはないでもあらうが、偕て資本税其ものを出すことになれば、其れだけでは矢張り結局營業財産其もの、棄賣でもしなくてはならぬことも生じ得る。で多少の困難は見逃すことを得ぬ。

其二 資本税の經濟上の利益

(一) 努力獎勵——資本税か行はれて戰爭の所得税等か輕きことか出來れば、努力者は益々努力甲斐

25) Lawrence, l. c. p. 79.

26) Lawrence, l. c. p. 79.

あることゝなつて、盛に努力することゝなる(註一六)。尤も資本税施行當時に於ける努力所得者が補充税の爲め或期間苦しむといふことはあるけれども、其期間が過ぐれば之を感せずといふことになり、其他の努力所得者に至ては、非常に軽い負擔、然らざればあるよりも輕き負擔の爲めに益々努力を勵むことになる。

(註一六) 註一三、ブアイファー説參照

成程右いふ如きことゝなる傾はある。併し反面に資本税の再生を恐れて、若干貯蓄を躊躇することあるを免れぬといふことがある。或は高い所得税は大して努力の元氣を銷磨するものでないといふ論者もあるが(註一七)、其は必ずしも據ることを得ない。

(註一七) 例之ミツチエルは曰く、若も所得税が比例率より餘り遠からざるもの(輕き差等の累進率)にて課せらるゝならば頗る高き所得税の結果が爾く明かでなく、元氣及企業の大小の相對的結果は同一に止まる。——夫のビグーの高き所得税に對する非難は烈しき累進税の下に生ずる元氣及企業の喪失に向けらるゝやうである。²⁷⁾

(二)資本増加

A) 貯蓄増加——資本税が行はれなければ戦後の所得税等か重く、貯蓄の餘裕の少いことになるのに、資本税か行はるれば所得税等か輕く、貯蓄の餘裕の多いことになり、其上にも後者の場合には前にいふ努力者の一層の努力といふこともある、加之此場合多少資本の缺乏を生じ利子の高くなる傾があり、此點よりしても貯蓄の刺戟が大い(註一八)。

(註一八) アリストプアに依ると、フランクフルテル新聞一九一七年十二月七日誌上に、此資本税が奮勵努力及節約の精神によつて、失はれたる資本を回復する爲めの最高の刺戟を凡へての關係者に與ふるであらうと説かれてある。²⁸⁾

27) Mitchell, l. c. p. 269.

28) Haristoy, Finances d' après-guerre et conscription des fortunes. p. 130.

(B) 外資流入——資本税が行はれて所得税等が輕きことが出來れば、其の然らざる場合よりも一層外資の流入を進めるといふことがある。此事は既に前にも一言せる通りである。

(三) 通貨緊縮——資本税が行はるゝ結果は、大體通貨緊縮を生じて經濟生活を安易とするの傾を有つ(註一九)。

(註一九) ローレンスは曰く、資本税が競争債其もの又は他の政府債にて支拂はれ、其政府に於ける領收に際して消却さるゝだけでは、其結果は通貨緊縮を生ずるであらう。此税が所得より貯蓄せられたる貨幣にて支拂はれ、此貨幣が國家により公債を消却する爲めに用ゐらるゝだけでは、通貨緊縮が又生ずる(此場合は一時の緊縮)。夫の税が他の既存の株等にて拂はるゝるときにも、通貨緊縮を生ずるであらう。何となれば此等の物が最早私人の手に存せざるべきに、信用が此等の物の上に立てらるゝことが出來ないから。他方に信用の新なる道具例之抵當が此税を拂ふ爲めに生ぜらるゝだけでは通貨緊縮が生じないであらう。斯くて此に或場合には附加的通貨膨脹があるであらう。併し此税の純結果は商品の價格の低下すること及生活を安價とすることであらう。他方に證券の價格は低くせらるゝよりは、むしろ高くせらるゝことであらう。²⁹⁾

成程資本税にて公債其他の證券等にて政府に取上げらるゝだけでは、信用の基礎が民間に少くなるから其れだけ信用的通貨の緊縮することは確かである。斯くて戦争により膨脹し過ぐるることなれる通貨を緊縮するのは經濟界を常調に復せしむる所以であり、物價が低下して労働者の生活を楽しるといふこともあるが、併し其過渡の時代には企業家を苦しめ、労働者に失業の危険もあることを見逃してはならぬ。尤も其に對しての救濟方法が別でない譯でないから、其あるの故に資本税を止めるといふには當らない。

(四) 國際活動の容易——右記の諸項即ち努力が獎勵せられ資本が豊富とならんとし、通貨緊縮して

29) Lawrence, l. c. p. 73-4.

物價低廉ならんとするは何れも一國民の國際活動を容易にするものである。一時多少利子が高くなるも其は懸がて緩められやうし、特に所得税等が輕いとなれば確かに此活動が容易となるを得るであらう(註二〇)。

(註二〇) アリストアに依ると、エノノミスト一九一七年十一月二十四日誌上に表はれたる論文に下の文句がある。曰く、世界の市場に現はれて商權を握り、萬足を以て資本を増加し益々發展する國民は、戰爭より生ずる重き負擔を其肩より最速かに逃るゝこととなる國民なることは確かである。³⁰⁾

(五) 財産回復——資本税によつて一たびは國民の財産を減少することになつても、此が一回限りである以上は、右記の如き諸結果が起り、結局段々と回復さるゝことが出来るであらう(註二一)。

(註二一) 匿名政治家は曰く、財産税は其唯一回の使用に於て、固より國民財産に對する攻撃が爲さるゝことも、其結果は容易に回復さるゝであらう。³¹⁾

(六) 有限責任會社の地位の改良——此は特殊の事項ではあるが、資本税の一結果といふことを得る。即ち此種會社は一方には資本税の行はるゝだけ其資本税を自ら負ふことなくして、所得税の負擔の輕きことを得ることとなり、他方には資本税の行はるゝ其結果として國債償還が行はれ、其償還を得たる箇人が其得たる金を此會社に投下することの多くなるといふこともあるからである。³²⁾

第二段 資本税の財政上の利弊

其一 資本税の財政上の不利

(一) 資本税の爲めに、然らざれば生ずべき利益を失ふこと、

(A) 公債に關し——資本税を行はず隨ふて公債償還をしないで措くと、財政として色々なる利益

30) Haristoy, l. c. p. 125.

31) Staatsmann a. D., Fw. S. 276.

32) Hook, l. c. p. 170-1.

の得らるゝのに、資本税を行へば之を失ふといふことがある。先づ公債について見ると、

(イ) 國民經濟力の進歩に依る公債の負擔輕易の利益を失ふことになる。資本税を行はず、隨つて公債償還を後日に延ばして置けば、國民經濟力が進むから、今日急いで返すよりも、國民が隨つて財政が一層樂に返すを得ることになる。であるから今急いで資本税まで取つて返すのは愚であるともいへる。

成程其もさうである。國民經濟力が進むと假定して、今日一圓返すよりは數十年後に一圓を返す方が樂には相違ない。然りとて後世には又後世の負擔もあるから、其あるが故に、餘り負擔を後世に残すのは考物といはなければならぬ。加之其假定たる國民經濟力の進歩といふことが果して、資本税を行はず隨つて所得税等の重き状態の下に望むことを得るやにも疑なきを得ない。次きには

(ロ) 通貨價値の下落に依る公債の負擔輕易の利益を失ふことがある。通貨價値は大勢からいへば下落しつゝある。其點からいふも今急いで返すよりは、後日安くなつた通貨にて返す方が、財政としては利といへる。隨つて今資本税を起して急いで公債を返すは愚といふことになる。

成程此も永い間を取つて見れで斯くいへるが、若も短き時を取つて見れば、此戦後には戦時中に比して、通貨緊縮が行はれて、通貨價値の多少上る傾がある。然るときは少くとも此間に於ける國債元利拂は、此高くなるへき通貨にて爲されなければならぬから、國債を今其儘にして置くよりは、尙通貨の安い間に急いで元金を返して夫の負擔を免るゝを選むべしといはなくてはなら

ぬ(註二二)。

(註二二) ローレンスは曰く、數年に亘り所得より利子と減債金を拂ふ他の(資本税よりも)方法は國家をして高き物價の中に起したる債務を低き物價時代に拂はしむることとなる。³³⁾

(ハ) 低利債に借換を爲すことに依る公債の負擔輕易の利益を失ふといふこともある。後日になれば政府の信用も進み又金融界も順調になつて低利借換の便の生ずる見込もある。今急いで返せば、此利を失ふといふことになる。

成程其もさうではあるが、前にもいふ如く後世には後世の負擔ありといふことを考へなくてはならぬし、又資本税を行はず重き所得税を續くるが如き状態の下に、果して期待せらるゝ如き借換の好機の來るやに疑あることも思はなくてはならぬ。

(B) 租税に關し——資本税の行はれざる場合所得税等が重くて溜まらぬといふが、其負擔は國富の増進、公債の借換、減債の續行等によつて漸次低下する見込がある(註二三)。資本税を行ふときは、然らざれば生ずべき此等の利を失ふといふことになる。

(註二三) スコットは曰く、(資本税の行はれざる場合に)所得稅率の下るべき可能がある。一部は公債の借換により、一部は減債基金の働により、一部は租税を貢ふべき所得の次第に増加することによりてである。³⁴⁾

成程さうもいへるが、國富の増進、公債の借換、減債の續行等が果して期待せらるゝ如く實現さるゝやに疑もあること故、此はさう大した問題ではない。

(二) 資本税の爲めに生ずる損害

(A) 財政の放漫——資本税によつて戰爭債が大減少又は全滅することになれば、其後の財政は餘

33) Lawrence, l. c. p. 74.

34) Scott, l. c. p. 263.

程樂になるから、財政が放漫になり、爲めに所得税等もさう軽くならぬといふことがある(註二四)。

(註二四) ネットは曰く、資本税が行政に於ける浪費の繼續によつて、其場合の小減債基金の匹敵又は代りとなる程に、資本税外の税を増加する可能なしとす。³⁵⁾

成程いふ所の如き傾あることは確である。併し左様のことがあるからといつて、態々大公債を其儘にして負擔して居るといふ必要はない。又此戦後には只さへ戦後經營として財政上爲すべきことが多いから、此戦争債が残らないとて、到底戦後財政が放漫になるなどいふ餘裕はない。

(B) 租税収入の減少——資本税が行はるれば私人の富が減少するから、其後の租税収入に大減少を生ずることになるを免れぬ(註二五)。

(註二五) ローレンスは注意して曰く、此税によつて私人の富の減退を生じ、租税の與へられたる率にて其後國家により收得せらるゝ額を減するであらう。此が相續税、超過税及不勞所得税に當る。此等が累進率となる故、富の減少の割合以上に減少することとなるであらう。他方に努力所得は一般に無影響に止まるべく、隨つて此等のものゝ上の租税収入は減少せられないであらう。關稅、内國消費税、郵便及電信收入及他の雜收入も大して減少せられないであらうと。フックも相續税所得税に關して將來の國家収入の減すべきことを注意す。³⁶⁾

此事は諸多の學者が財産税につき注意する所でもある。例之ラウは(資本に對する税により)國民が貧乏となることによつて租税能力の減少を生ずるといひ、エーベルヒも亦、租税は財産元本を侵すが如く制定されてはならぬ。何となれば之によつて箇人の經濟上の地位が不良とせられ、國家が自ら其租税力を奪去ることとなるからといひ、コンラードも、租税は唯だ所得又は純収益よりのみ取らるべきである。何となれば然らざれば此が資本を侵し、國の給付能力を永續的に減少するからといひ、ホルグトも、財産税は永續的租税徴收の爲めの重要な基礎の破壊に導くといふ。³⁷⁾

成程其は確かである。併し其反面に、資本税の行はれた場合には、公債に對する國家支出の減

35) Scott, l. c. p. 254.

36) Lawrence, l. c. p. 74. Hook, l. c. p. 174.

37) Rau, a. a. O. I. S. 397. Elieberg, Fw. 9 Aufl. S. 176. Courad, Grundriss.

するといふことがあるか、然らざれば政府の資本税として領收する財産よりの収入があるかして埋合せを成す。尙ほ其上に戦後の軽い租税負擔の下に其國民の經濟力、隨ふて租税給付能力の大なる勢にて増進するといふこともある(註二六)。

(註二六) フークは此資本税による租税收入の減少に對しては、此國の一層進歩する所の産業生活、及帝國(英全土)の財源の一層大なる發達より生ずる此等の税の可能的なる大收額を置くことを得べしといふて居る。³⁸⁾

(三) 其他資本税の缺點として擧げらるゝものゝ中につき先づ

(A) 資本税は其だけに於て一の公債破棄也といふ非難がある(註二七)。

(註二七) アリストアに依ると、デーリীগライフック一九一七年十二月十九日分に、資本沒收は他の詞にていへば吾人の國債の一部破棄であるといふて居る。⁴⁰⁾

併し此非難は正當ではない。却つて此方法は公債破棄を行はざらんが爲めに採られた方法であつて、公債を正當に支拂ひ、公約を嚴守する爲めに課税を行ふて居るのに外ならない(註二八)。

(註二八) ローレンスは曰く、此資本税が根本的に公債破棄と異なる。(a) 此が信義の破棄でない。(b) 此が一般に凡べての英國人たる財産所有者に歸すべく、國家に貨幣を貸したる人を不利としない。(c) 此が外國に生活する外國人には歸しない。(d) 此が僅少なる戦時貯蓄證券を有つ細民には歸しない。(e) 此が此國の財政及産業を混亂しない。⁴¹⁾

(B) 或は資本税は公債破棄と革命との中間通路などといふもある(註二九)が、此等も決して正確なる詞ではない。

(註二九) アリストアに依れば、エコノミスト一九一七年十二月二十七日誌上に此言あり。⁴²⁾

(C) 或は此資本税には脱税が多からうともいふが、其も成程多少はある。併し其は如何なる戦後

38) Hook, l. c. p. 174.

39) Lawrence, l. c. p. 79.

40) Haristoy, l. c. p. 123.

41) Lawrence, l. c. p. 79.

42)

財政處理法にも免れず、特に此に代はるべき高き所得税には尙更らであらうから、大した特別の缺點とはしへない。

其二 資本税の財政上の利益

(一) 収入の確實——資本税を採れば兎も角戦後の第一年に現實に大収入を得て戦後財政處理が出来、之を課しないで置いて、後日の収入の多からんことを望んでも、其が果して期待の如くなるや覺束なく、人や物が外國に逃れて爲めに収入が十分に擧げられないかも知れない。目前に大収入を擧げて置く方が確かといふことになる。尤も反面からいふと、永遠の壽命をもつ國家はさう目前の事のみ考へ、特に其自らの収入ばかり考へないで、進んで永久に亘る人民の活動の基礎を殘すことを考へなくてはならぬといふこともある。

(二) 租税負擔の輕易——資本税で行くと、一時は苦しからうが、戦後の所得税等が輕いので樂であるといふことがある。尤も資本税か行はれなければ、此あれば國家に取らるべき資本が民間に殘るから、此場合の重き所得税等の堪えられぬといふことはなからうとも考えらるゝが(註三〇)、一方其場合には其國を去るべき資本もあるべく、他方其ときの税は國債の元金償却部の外、利子額をも含めたるものであるから、或は比較的にも重き負擔となるであらうと考へ直して見なければならぬ。

(註三〇) ムコントは曰く、一國が資本税を堪ゆるを得る程なれば、其に代るべき租税にも堪ゆることを得るであらう。⁴⁸⁾

(三) 財政信用の回復——資本税を思切つて行つて、其國の公債を減らせば、之を行はざるに比し其

48) Scott, l. c. p. 266.

財政信用の高まることは論なきことである。(註三二)勿論公債が残つても國民經濟の大發展さへ起れば、財政信用は回復するともいへるが、併し資本税を行はず大公債を其儘にする状態の下に斯かる國民經濟の大發展が行はるゝや、疑はしい。

(註三一) アリストアに依ると、フランカフルテル新聞一九一七年十二月七日誌上に、國の財政力及信用を回復する爲めには戰爭債の一大部を解放することが、他の方法よりも一層重要であらうといふて居る。⁴⁴⁾

第三段 資本税の政治及社會上の利弊

其一 資本税の政治及社會上の不利

本税に對し政治及社會上の弊害として先づ(一)此が社會主義の第一歩也といふことが擧げらるゝ。(註三二)が、此税は決して社會主義説より成つたものでない。現在の經濟組織の下に、單に財政上の必要に應ずる爲めに財産の一部を取立つるものに過ぎない(註三三)。

(註三二) アリストアに依ると、テイリーグラフウィツクの一九一七年十二月十九日誌上に、彼れホナーローは、此案が戰費を供する目的にてに非ずして、國民の凡べての資本を國家の手に置くべき社會主義者の理想に近づく爲めに作られたること知らなかつたと云ふ擧げが出て居る。⁴⁵⁾

(註三三) アリストアは曰く、財産沒收の考は社會主義的の考ではない。——資本税は富の生産流通及分配に大變化を齎らすものではない。此は社會的不平を調整するものでなく、生産要具及資本一般の共有又は國有を定むるものでもない。此が單に國の財政上の必要に従つて處置する一の例外的方便を成し、單に財産の一部の沒收、資本の一時的減少に關する。子は財産の平均を提案しない。子は國民資本及私人資本の不可侵の古き原則を固守する。——財産沒收の思想は(社會的の考ではなくて)一の國民的の考とならなくてはならぬ。⁴⁶⁾

(二)其他、此税が政治上に濫用せられて、一部の者を壓迫するの道具となることがあり得る(註三四)。

44) Haristoy, l. c. p. 130.

45) Haristoy, l. c. p. 123.

46) Haristoy, l. c. p. 132. 141.

斯かる事が常にあるとはいへないにせよ、其の起り得ることは否むことを得ぬ。

(註三二) ホーリューは曰く、資本税の運用は非常に微妙である。特に政黨が非常に亂暴なる處、行政が安定及公平を得ない處ではさうである。然るときは此が預廢して、壓迫道具となるの危険がある。

(三)或は又此税が産業の壓迫を來し、労働者に支拂ふべき資金を減ずるだけでは労働者の不利となることを免れない(註三五)。尤も假令労働者の受る賃金は少くなくても物價が之に應じて安くなれば別段彼等の苦痛ではないし、資本税のある方が其の之なきよりも一層多く産業を壓迫するやには疑問がある。故に此非難には餘り重きを置くことは出来ない。

(註三五) マクナーは通例は其避くへからざる賃金の低下に於て、下層労働階級が最重き壓迫を感ずるであらうといひ、ラウは資本が税により減じたときに——最早同丈の財産が労働者の仕事に對して之なきことになり、其所得の一部を減損することとなるといふ。

其二 資本税の政治及社會上の利益

(一)資本税の政治及社會上の長所として重要なるは、此が之なき場合よりも富者特に無努力所得者を一層重く課税し、中以下の努力所得者を一層軽く課税する傾あることである(註三六)。勿論、努力所得者と雖も補充税を課せらるゝことにはなるが、併し其は財産に課せらるゝ本税よりは割合に輕かるべきである。そして又其一定限以下の者は凡へて免税することとなるから、大體右の如き結果となる譯であり、其事は確かに一般政治及社會關係上、良好の狀勢を齎らすべきである。

(註三六) ロートレンスは曰く、此方法にて中位の所得を有する營業者は、然らざれば課せらるべき重き所得税よりも、此資本税を其營業にとり一層小なる障礙と見出すであらう。資本税の重きを最甚しく感すべき人は、大富者、及其放資の爲め人的努力なくして生活する人々であらう。

(二)次きには此税は無産者の資本家に對する反感を緩和するの効果を有つ(註三七)。そして此の如き

47) Beaulieu, Traité de la science des finances. 5 éd. I. p. 500.

48) Wagner, a. a. O. S. 316. Rau, a. a. O. I. a. 397.

49) Lawrence, l. c. p. 77.

は確に現代の社會の秩序を保全する爲めに肝要なることである。

(註三七)

フランスに依ると、エノミスト一九一七年十二月二十七日誌上に、此税が資本集積に與る機會を有さないで、

むしろ其資本利子を支拂ふ爲めに租税を負はなくてはならぬことを豫見する者の怨恨を和ぐるの效果があるを論じて居る。⁵⁰⁾

(三)終りに此税の實行方法に依ることではあるか、提案者のいふ如く、必ずしも之を現金で納めないので或種の資本其ものにて納むることも許さるゝことなれば、則ち自然其結果として、國家か鐵道、鑛山、船舶、銀行、保險、軍器工場等の株を有つことになるが、其か廳かて國家の此等の公共的事業に對する干渉を十分ならしめ。從來の如く此等のものにつきての資本家的特徴を減じて餘程、社會一般消費者と労働者との爲めを計ることが多くなる傾を有つことになるといふ利益がある(註三八)。

(註三八) ローレンスは曰く、資本税の賦課は國家に、或國民的の公共勤務に於ける直接の財政上の利益を與ふるであらうと。⁵¹⁾

結 論

以上、資本税の利弊を考察したる結果は、此點に於ては到底前回に述べたる公平負擔の批評の如く斷乎たる決定の出來難きことを見出さなくてはならぬ。其長所には生産又は經濟上よりいふても、財政上からいふても、將た政治及社會上からいふても非常に重要なものがあるが、然りとて反面に重大なる缺點もあつて、其の何れに重きを置くかといふことは人々の見解次第であるといはなくてはならぬ。到底精密に輕重を定めることは出來ない。私自身としてはむしろ其利益に重きを置くことに傾くものであるか、然りとて反對の立場に立つ人にも相當の敬意を表する所である。斯かる問題につきては學者としては唯だ想像すべき種々の事項を出來るだけ多く列擧して、實際家の取捨に任かすのか適切であらうと思ふ。

50) Haristoy, l. c. p. 126.

51) Lawrence, l. c. p. 73.